

# 高齢者等居住安定化推進事業を通して得られた障害児・者に対する住宅改修の課題と提案

A problem and offer of house improvement for the elderly and the challenged on national model project

鈴木 基恵<sup>1)</sup>・佐藤 史子<sup>2)</sup>・飯島 浩<sup>1)</sup>・月出 正弘<sup>3)</sup>・菊池 邦子<sup>3)</sup>

Suzuki Motoe, Sato Fumiko, Iijima Hiroshi, Tsukide Masahiro, Kikuchi Kuniko

## 1. 背景と目的

横浜市では障害児者の身体状況や家屋環境等に合った住宅改修を行うため理学療法士（以下、PT）や作業療法士（以下、OT）などの専門職を自宅に派遣し、その助言と費用の一部を助成する横浜市高齢者等・障害者住環境整備事業（以下、住環）を実施している。また、平成22～24年度の3年間、国土交通省高齢者等居住安定化推進事業ケア連携型バ

リアフリー改修体制整備部門（以下、本事業）に選定され、将来の障害状況の変化に対応できる住宅改修モデルを構築することを目的にNPO法人横浜まちづくりセンター（以下、まちセン）と横浜市総合リハビリテーションセンター（以下、当センター）が共同で本事業を実施してきた。前報<sup>1)</sup>に続き本報では本事業の実施事例から多職種連携や住宅改修制度のあり方、既事業・制度の課題を探る。

表1 本事業と住環の概要

	本事業	住環境整備事業	
		高齢者等	障害者
対象者	介護認定/要支援認定 障害等級認定/医師の診断書	介護認定/要支援認定	1,2級の障害者手帳/IQ35以下 3級の障害者手帳かつIQ50以下
助成内容	<u>基本工事(屋内)</u> 通路/階段/浴室/便所/手すり 段差/出入口/床面 <u>その他工事</u> 外構/段差解消機/階段昇降機 リフト補強工事/洗面・流し台交換 ヒートショック対策	<u>住宅改造</u> 身体状況(主にADL)等に合わせた工事	<u>住宅改造</u> 身体状況(主にADL)等に合わせた工事 <u>自立支援機器</u> 移動リフター 階段昇降機 段差解消機/環境制御装置 コミュニケーション機器
補助額	<u>基本工事(屋内)</u> 400万円 <u>その他工事</u> 100万円	<u>住宅改造</u> 100万円	<u>住宅改造</u> 120万円 <u>自立支援機器</u> 移動リフター 100(+40)万円 階段昇降機 100(+12)万円 段差解消機 55(+20)万円 *( )は設置費
補助率	1/2	市民税所得割により、なし、1/10、 1/4、1/2、3/4、全額 など	市民税所得割により、なし、1/10、 1/4、1/2、3/4、全額 など
相談窓口	まちセン建築職	区役所のSW/CMなどの福祉職	区役所のSWなどの福祉職

## 2. 本事業と住環の概要

本事業の実施体制を図1に、本事業と住環の概要を表1に示す。大きく異なる点は補助対象や補助額、相談窓口である。補助対象は本事業では屋内の環境整備が「基本工事」、屋外や福祉機器などが「その他工事」として定義され（図2参照）、改修場所ごとに

1) 横浜市総合リハビリテーションセンター  
地域リハビリテーション部 研究開発課  
2) 横浜市総合リハビリテーションセンター  
地域リハビリテーション部 地域支援課  
3) NPO法人横浜まちづくりセンター

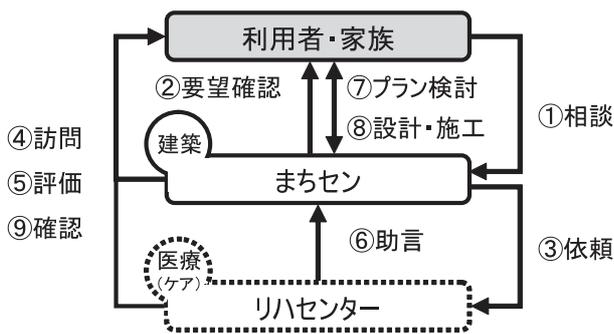


図1 事業実施体制

改修内容が決められ、改修内容ごとに上限単価が設定されている。それに対し、住環では本人の身体状況、主に日常生活動作（ADL）に合った住宅改修に加え福祉機器も補助対象としている。補助率は本事業では一律2分の1であるのに対し、住環は市民税所得割により異なる。また、相談窓口は本事業ではまちセンの建築職が担っており、住環では区福祉保健センターのソーシャルワーカー（以下、区SW）や保健師などの福祉職・医療職が担っている。

### 3. 本事業の実施事例

平成22年11月から平成24年4月までで35件の相談があった。ここでは、取下げや中止を除く25事例（検討中含む）を報告する。内訳は平成22～23年度11名（工事実施済み）、平成24年度14名（工事検討中）である。

### 3. 1 利用者概要

利用者概要を表2に示す。平成22～23年度は変形性膝関節症などの筋骨格系の疾患が多く、屋内の移動形態は車椅子と電動車椅子で36.4%だった。平成24年度は多発性硬化症などの神経系や脳出血などの循環器系が増え、球脊髄筋委縮症などの進行性疾患もみられた。障害状況が多岐にわたり、屋内の移動形態は独歩、介助歩行、伝い歩き、多脚杖などの歩行が85.6%を占めた。また、これらの多くは車椅子利用への移行期だった。

### 3. 2 改修内容

補助対象となる「基本工事」と「その他工事」について平成22～23年度は検討率と実施率を平成24年度は検討率のみを表3に示す。平成22～23年度の実施内容は、引戸交換や吊り戸設置などの「出入口」の実施率が90.9%と最も多かった。また玄関ポーチのかさ上げや屋外通路のスロープ化など「その他工事」の「屋外」は63.6%が検討するも実施は36.4%にとどまった。平成24年度は「屋外」の検討率が71.4%と高い。一方、「便所」の検討率が35.7%と低い。これらはすでに環境整備済みであるかオムツ利用などの理由により便所を利用しないためである。なお、平成22～23年度の工事実施例11名の補助対象の平均工事金額は239.2万円（上限400万円）だった。



図2 補助対象工事

表2 本事業の利用者概要

	平成22-23年度 11名		平成24年度 14名	
	人	%	人	%
年齢	18歳以下	1 9.1	18歳以下	1 7.1
	19-64歳	2 18.2	19-64歳	4 28.6
	65歳以上	8 72.7	65歳以上	9 64.3
性別	男性	6 54.5	男性	3 21.4
	女性	5 45.5	女性	11 78.6
疾患	筋骨格系	6 54.5	神経系	6 42.9
	神経系	2 18.2	筋骨格系	3 21.4
	内分泌系	2 18.2	循環器系	3 21.4
	先天奇形・染色体異常	1 9.1	腎尿路・生殖器系	1 7.1
			新生物	1 7.1
移動形態(屋内)	独歩	4 36.4	独歩	3 21.4
	伝い歩き	3 27.3	介助歩行	1 7.1
	車椅子	3 27.3	伝い歩き	5 35.7
	電動車椅子	1 9.1	多脚杖	3 21.4
			車椅子	1 7.1
		抱きかかえ	1 7.1	

表3 補助対象項目における検討・実施率

	平成22-23年度		平成24年度	
	検討	実施	検討	実施
基本工事	通路	9 81.8%	9 81.8%	13 92.9%
	階段	1 9.1%	0 0.0%	2 14.3%
	浴室	8 72.7%	7 63.6%	10 71.4%
	便所	8 72.7%	6 54.5%	5 35.7%
	手すり	10 90.9%	9 81.8%	10 71.4%
	段差	11 100.0%	9 81.8%	13 92.9%
	出入口	10 90.9%	10 90.9%	12 85.7%
その他工事	床面	8 72.7%	9 81.8%	12 85.7%
	屋外	7 63.6%	4 36.4%	10 71.4%
	階段昇降機	7 63.6%	1 9.1%	6 42.9%
	段差解消機	4 36.4%	2 18.2%	2 14.3%
	洗面・流し	7 63.6%	5 45.5%	3 21.4%
	ヒートショック	4 36.4%	1 9.1%	3 21.4%
	11 100.0%	11 100.0%	14 100.0%	

### 3. 3 多職種連携

表4に本事業での当センターへの相談依頼元を示した。平成22～23年度は本事業の相談窓口であるまちセンの建築職からの依頼が多かったが、平成24年度は区SWから本事業を紹介された割合が高い。

なお、平成22年度はまちセン登録建築士（設計担当）と当センターのPTまたはOTで自宅等へ訪問していたが、平成23年度からはまちセン登録施工業者やケアマネジャーなど各関係職種の同席を依頼し、改修内容の検討・情報共有、介護保険などの他サービス利用の円滑化に努めた。

表4 本事業の相談依頼元

	平成22-23年度 11名		平成24年度 14名	
	人	%	人	%
相談依頼元	まちセン	7 63.6	まちセン	3 21.4
	区SW	2 18.2	区SW	9 64.3
	リハセン	2 18.2	リハセン	2 14.3

### 4. まとめ

本事業では建築職を中心に医療職と連携した環境整備を実施してきた。しかし、本事業の浸透とともに区SWなどから依頼が増え、障害児者の在宅生活継続のためには福祉職との連携が欠かせないことが改めて浮き彫りとなった。一方、住環対象外の場合、区SWから本事業を紹介されることが多く、当センターで実施している在宅リハビリテーション事業注<sup>1)</sup>（以下、在リハ）の利用は少なかった。在リハはPTやOTに加え必要に応じ医師の自宅への派遣も可能であり、障害児者の在宅生活を支援する当センター独自の事業である。在リハの目的や役割が区SWへ十分浸透するよう、当センターの一層の努力が求められる。

改修内容では「屋外」の要望は高く、住宅改修制度としては外出も含めた屋内外の連続した環境整備が実施できると良い。また、補助対象は改修場所で区切ると要望への対応に限りがあるため、障害児者の身体機能やADLに合った内容で判断できる仕組みが望ましいと感じた。

### 5. 今後の課題

本事業の趣旨（障害の将来予測）に合致した事例は平成22年度1例にとどまった。また、平成23年度以降は事業の方針転換のため補助対象として認められる改修内容が減少した。趣旨に沿った改修案を提示するも、現在の身体状況では不要、予算不足などを理由に実施に至らない事例が散見された。今後も事例を蓄積し、要因分析を行った上で将来の障害状況の変化に対応できる住宅改修モデルの構築に努めていきたい。

〔第27回リハ工学カンファレンス

（2010年8月23日～25日、福岡市）にて発表〕

## 注 釈

- 1) 在宅リハビリテーション事業とは、横浜市在住の障害児・者および高齢者の方々に対し、障害や加齢によって生じる生活上の問題の改善や軽減などを図ることを目的として、リハビリテーション専門職が訪問のうえ、関係機関と連携しながら解決策を提案している当センター独自の事業である。

## 参考文献

- 1) 鈴木基恵・他:将来の障害状況に対応できる住宅改修モデルの構築, 第26回リハ工学カンファレンス講演論文集, p69-70, 2011